



安心とともに 果樹共済の概要

備えの種をまこう。

加入出来る樹種	うんしゅうみかん・なつみかん・いよかん・指定かんきつ・ぶどう・もも・びわ・かき・くり・キウイフルーツ 結果樹面積が5a以上あれば加入できます
---------	--

- * 指定かんきつの対象品種
せとか、愛媛果試28号、甘平、不知火、清見、ぼんかん、河内晩柑、はるみ、はっさく、日向夏、ゆず
- * キウイフルーツは、「収穫共済」と「樹体共済」の両方に加入できます

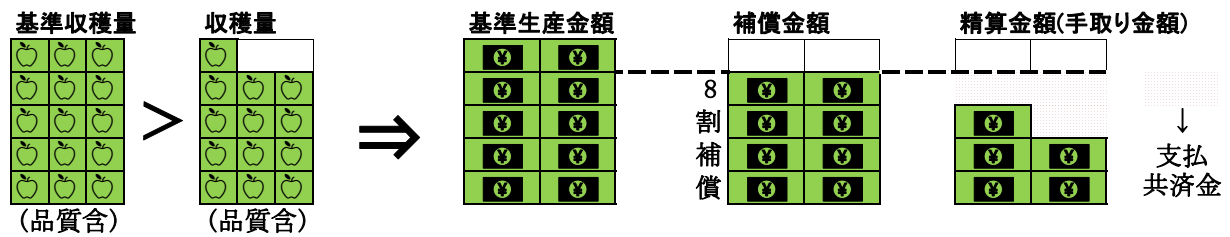
補償される災害	収穫共済	風水害・ひょう害・干害・寒害・雪害・その他気象上の原因（地震及び噴火を含む）による災害・火災・病虫害・鳥獣害による果実の減収 ・災害収入方式…上記災害による果実の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少
	樹体共済	上記の災害による樹体の枯死、流失、滅失、埋没及び損傷（主枝に係る損傷で、かつ、その程度が樹冠容積の2分の1以上の損傷）

* 肥培管理の粗放や病虫害防除の不適切など、共済事故以外の原因による損害は対象外です

補償対象期間	収穫共済	加入申込後の7月から翌年に果実が収穫されるまで、長期間補償が継続します
	樹体共済	加入申込後の7月1日から1年間

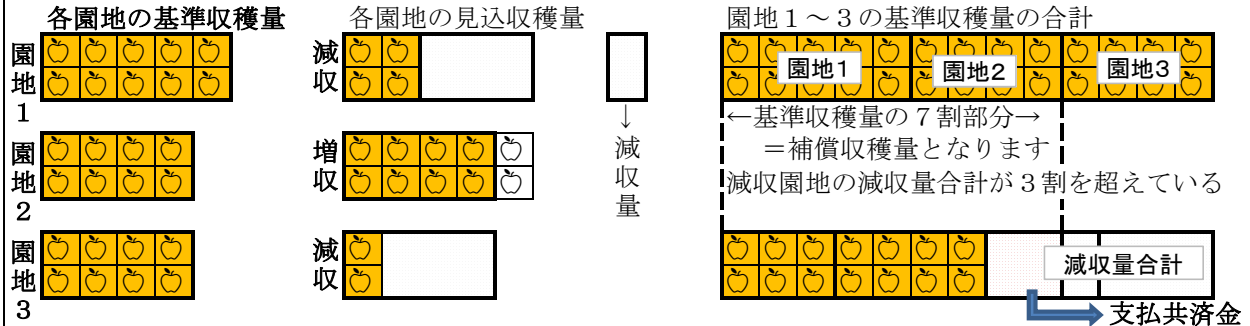
収穫共済・方式	災害収入	半相殺	全相殺
選択補償幅	40～80%	40～70%	40～70%
補償金額算定	出荷団体提供の精算金額	地域の平均単収及び単価	出荷団体提供の出荷量と地域の平均単価
量・金額把握	出荷団体提供の金額・出荷量 ※概ね全量をJA等へ共同出荷	園地の見込収穫量	出荷団体提供の出荷量 ※概ね全量をJA等へ共同出荷
共済金お支払基準	収穫量が基準収穫量を下回り、かつ生産金額が基準の2割を超える場合	被害園地の減収量が全体の3割を超える場合	加入者の減収量が全体の2割を超える場合

災害収入（補償割合80%）のお支払例

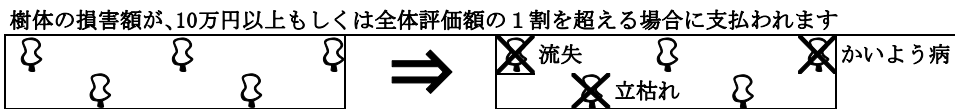


収穫量が基準収穫量を下回り、かつ手取り金額が補償金額を下回った場合に支払われます

半相殺（補償割合70%）のお支払例



樹体共済（キウイ）



申込期間	4月15日から5月31日まで	共済掛金払込期限	6月30日	※掛金が1万円以上の場合は払込を延長出来ます(樹体除く)
------	----------------	----------	-------	------------------------------

ご負担掛金	掛金の半額を国が助成しているため、加入者負担は半額になります 共済金額の0.5%の賦課金が別途加算されます(樹体は0.1%)
-------	---

共済掛金率 現在加入のある引受方式で、最大の支払開始割合を選択した場合の料率です (%)

災害収入	うんしゅう	なつみかん	いよかん	指定かんきつ	ぶどう	かき	キウイ	くり	もも	
	5.71	5.82	6.35	6.55	5.52	6.84	5.35			
半相殺	1類	6.20	7.03	6.71	8.27	8.97	6.38	9.06	5.36	
	2類			7.70	3.80	7.44			8.07	
	3類				6.28					
全相殺	びわ	11.21	かき1類	8.46	かき2類	7.02	くり	8.78	樹体キウイ	5.37